

○田野畠村子育て世帯臨時特別支援金給付事業実施要綱

(令和4年6月24日告示第56号)

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を図るため、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）の規定による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者（法第17条第1項に規定する公務員を含む。以下同じ。）に対して、臨時特別的な給付措置として実施する、子育て世帯臨時特別支援金給付事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯臨時特別支援金（以下「支援金」という。） 前条の目的を達するために、田野畠村（以下「村」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 令和4年4月30日時点で村の住民基本台帳に記録されている者であり、令和4年5月分の児童手当の受給者をいう。
- (3) 対象児童 令和4年5月分の児童手当に係る児童をいう。

(支援金の支給額等)

第3条 村は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、支援金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する支援金の金額は、対象児童1人につき15千円とする。

(申請不要の支給の方式)

第4条 村長は、支給対象者に対し、支援金の支給の申込みを行い、受給の意向を確認したうえで、支援金の支給を決定する。支給対象者は、支給を希望しない場合、別紙様式第1号の支援金受給拒否の届出書により届出を行う。

2 村長は、前項の支給の決定がされた後、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに支給対象者に対し、支援金を支給する。この場合、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他、第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前項の支給決定までに、支給対象者が村に別紙様式第2号の支給口座登録等の届出書を提出し、村が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給対象者が村に別紙様式第2号の支給口座登録等の届出書を提出し、村が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限)

第5条 申請による支援金の支給に係る村の申請受付開始日は、令和4年6月24日とする。

2 申請期限は、令和5年1月31日までとする。

(申請による支給の方式)

第6条 申請により支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式第3号の申請書（以下「申請書」という。）により申請を行う。村長は、審査をしたうえで、支援金の支給を決定する。

2 申請者による申請及びこれに基づく村による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他、第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請口座振込方式 申請者が申請書を郵送により村に提出し、村が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請口座振込方式 申請者が申請書を村の窓口に提出し、村が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口交付方式 申請者が申請書を郵送により、又は村の窓口において村に提出し、村が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 村長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本、又は住民票を提出させること等により、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。
- 4 村長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示されること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第7条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他村長が適当と認める者とする。

(申請者に対する支給の決定)

第8条 村長は、第6条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、第6条第2項各号に掲げる方式により支援金を支給する。

(支援金の支給等に関する周知)

第9条 村長は、支援金給付事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかつた場合等の取扱い)

第10条 村長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条の申請期限までに第6条第1項の申請が行われなかつた場合、当該支給対象者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 村長が支給決定を行つた後、村が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に支援金として支給を行う手続を行つたにもかかわらず、指定口座への振込が口座解約・変更等により支給決定を行つた日の40日後までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

3 村長が第8条の規定による支給決定を行つた後、申請書の不備による振込不能等があり、村が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給決定を行つた日の40日後までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11条 村長は、支援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなつた者又は偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者に対し、支援金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。
（その他）

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

受給拒否の届出書
[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

支給口座登録等の届出書
[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

申請書(請求書)
[別紙参照]